

「放課後子どもプラン」疑義回答

放課後子どもプラン全体について

【基本的考え方】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
1	新潟県	教育委員会が窓口になるにせよ、福祉本部局が窓口になるにせよ、取りまとの窓口が今後どの程度の役割を果たさなければならないのか不安である。窓口になる部局に今後どの程度の役割が求められるのかご教示願いたい。	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の6(5)のとおり、都道府県の主管部局においては、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等を行い、市町村の主管部局においては、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等を行っていただくことになると考えている。
2	兵庫県	放課後子どもプランでは、全小学校区を対象に「両事業を実施する」が大きな目標となると考えられるが、当分の間、地域の実情等により「いずれかの事業を実施する」、「いずれの事業も実施しない」とする選択肢はあり得るか。【同旨：京都市、東京都、静岡県、和歌山市】	「放課後子どもプラン」では、できるだけ両事業の実施を検討いただきたいが、いずれかの事業のみの実施となっても差し支えない。また、「プラン」については、市町村に実施義務があるものではないが、地域のニーズを適切に把握し、ニーズがある限りは積極的に実施いただきたい。
3	香川県	土曜日における放課後児童対策をクラブ(留守家庭児童対象)と教室(全ての児童対象)でそれぞれが補い合って実施することは可能か。(例えば、「月～金はクラブで土曜日は教室など」)	利用者のニーズに応じた事業の実施をお願いしたい。 なお、放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する。
4	兵庫県	放課後子どもプランの運営について 市町の放課後クラブ運営委員会とコーディネーターとの関係はどのように位置付けられるか。 両事業の運営責任者は、基本的に市町長で、学校での開設の場合は施設管理者として学校長を想定しているか。 学校施設で実施する場合には、一般児童、放課後児童双方の安全・安心対策に万全を期す必要があるが、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の両事業を一体的に実施する場合の安全・安心対策の責任者は、同じか別々か。 校区ごとに地域人材の活用方策や事業の取り組み方(日数、時間、規模、場所等)は違いがある。放課後子ども教室が実施されていない校区であっても、放課後児童クラブが実施されているような場合には、市町の実情に応じ、校区単位で運営委員会及びコーディネーターを置くことは可能か、それとも両事業を実施しないと置くことができないのか。	放課後クラブ運営委員会が「放課後子どもプラン」の運営委員会を指しているものであれば、域内の総合的な放課後対策を運営委員会が定めて、それに基づいて事業が実施される以上は、コーディネーターは運営委員会の方針を踏まえつつ、活動することになるものとする。 事業の運営の責任者は市町長であるが、現場レベルでは、一義的にはそれぞれの指導員等の代表者となる。 平成20年度以降に円滑な事業開始を図るため、平成19年度においては、未実施地区においてもコーディネーターの配置が可能である。よって、両方の事業を実施していなくても(片方の実施であっても)、コーディネーターの配置は認めることとする。

【事業計画】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
5	神奈川県	放課後子どもプランの事業計画の策定は、補助金交付申請の必須条件となるか。また、いつまでに策定しなければならないのか。 [同旨：福島県、新潟県、愛知県、秋田県、香川県]	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の5(1)のとおり、事業計画の策定は任意である。
6	札幌市	21年度までの事業計画を策定することとなっていますが、その後の事業計画については、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画と統合して策定することや、数値目標を設定すること等を想定しているのかを教えてください。	現在のところ、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画の中に位置づける方向で考えている。
7	岐阜県	・「事業計画」のひな形等については示されるのでしょうか。	・今のところ示す予定はない。（「放課後子どもプラン」の基本的考え方5(1)参照）

放課後子どもプラン全体について

【実施形態例】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
8	新潟県	地域子ども教室と放課後児童クラブを一体的に運営している取り組み例を教えてください。	両省の広報誌である教育委員会月報3月号及び月刊厚生労働3月号に、いくつかの自治体の取組例を紹介しているため、参考にされたい。
9	大阪府	2月7日放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料P22「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例において 同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか。【同旨：北海道、大阪市、岡山市】	放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する必要があるものと考えており、実施形態のみで判断することはできない。

【児童館】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
10	石川県	児童館事業と放課後子ども教室事業の違いについて 児童館で教室事業を実施した場合、児童館事業と子ども教室事業で類似する事業等もあると思われるが、その違いと、事業の区分の方法はどうすればよいのか？ また、地域によっては、児童館を中心に子どもの居場所づくりを進めてきたところも多いが、児童館の「放課後子どもプラン」へのかかわりはどのようになるのか。【同旨：長野県】	児童館を活用して放課後子ども教室を実施する場合には、児童館の本来事業との区別を図るため、児童館職員とは別に、放課後子ども教室を担当する安全管理員や学習アドバイザーを配置し、これらの者が様々な体験・交流・学習などの活動の提供を行う必要がある。 なお、児童館職員が放課後子ども教室の活動を行う安全管理員や学習アドバイザーのサポートを行うことは可能であるが、児童館職員の人件費については地方交付税で措置されていることから、放課後子ども教室推進事業の補助金の対象経費に含めることはできない。

放課後子どもプラン全体について

【補助金申請】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
11	神奈川県	国庫補助申請を「放課後子ども教室」分を文部科学省へ、「放課後児童クラブ」分を厚生労働省へ 2回に分けて別々に申請することは可能でしょうか。(本県の場合は、「放課後児童クラブ」(保健福祉部所管)が、「放課後子ども教室」(教育委員会所管)に比べて、予算、実施市町村及び実施箇所が圧倒的に多いため、とりまとめに日数がかかるなどの理由から別々に申請した方が合理的と考えています。)[同旨:宮城県、東京都]	今般、地方自治体等から強い要望を受けて、関係省庁等と協議の上交付要綱の一本化を図ったところである。国庫補助申請書については「放課後子ども教室」又は「放課後児童クラブ」どちらかの担当部局において、両事業分をとりまとめた上で提出いただきたい。
12	栃木県	補助金の交付決定及び確定の通知書は、両事業共通のものが発出されることであるが、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」に係る国庫補助金の支出会計が一般会計と特別会計に分かれていることから、国庫への返還金が生じた場合は、各事業に関する金額分を別々に返還することになると考えてよいか。[同旨:東京都]	「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」について、交付決定等の通知書は交付要綱等の一本化に伴い連名のものとなるが、各事業の交付決定額、確定額については明確に分ける必要があるため、返還金についても別々に返還することになる。
13	秋田県	補助金の事務手続きは基本的に「教育委員会」が一括して行うことが望ましいとされている一方、交付要綱では「都道府県知事」が申請等の手続きを行うこととなっているが、このスキームは、知事が行う申請等の事務を教育委員会の職員が自治法に定める「補助執行」により行うことを想定しているのか。	交付要綱上は、補助事業者の長から申請の手続きを受ける必要があり、たとえ今回の事業が文部科学省単独の補助事業であったとしても、都道府県知事からの手続きとなる(過去に存在した社会教育事業にかかる補助金でも同様の手続き)。その上で、事業事務全体をどのように整理されるのかは各都道府県の整理次第と考える。
14	滋賀県	両事業のどちらかを実施する場合や、どちらも実施しない場合においても、委員会設置や計画策定がされるよう働きかけることになっていますが、双方とも補助金交付要件とはならない、ということで良いでしょうか。(再確認) また、補助金交付要件を新たに設けられる予定はありますか。	双方とも努力目標であり、交付要件ではない。 現在のところ、新たな交付要件は考えていない。

放課後子どもプラン全体について

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
15	山梨県	公立学校施設の財産処分手続きについて 放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業について、実施要綱等が一本化され、「放課後子どもプラン推進事業」という一つの事業になった。 財産処分手続きの方法も、同一の取扱い(財産処分手続き不要)とならないか。	放課後子ども教室は、学校施設としての用途を変更しない範囲での一時的な使用とみなされることが想定されるが、放課後児童健全育成事業は、従来どおり、転用が必要であり、手続方法は異なる。
16	青森県	放課後子どもプランの今後の展開のためには、事業実施市町村に運営委員会が設置され、教育委員会、福祉部局、事業関係者、地域住民が一同にかいして子どもたちの放課後のあり方について考えることが不可欠と思われる。放課後児童健全育成事業のみを実施する市町村において、運営委員会の設置を見送っている例が多いことから、厚生労働省は今後、放課後児童健全育成事業実施市町村に対して、どのような働きかけをしていくのか伺いたい。	運営委員会の設置及び両事業の実施については、両省合同の会議の場等を通じて地方自治体に積極的な設置をお願いしているところ。
17	静岡県	目的の達成には事業実施場所としての学校側の理解と協力が不可欠となりますが、今後、義務教育担当部署に対する説明や要請はどのように行なわれるのか伺います。	昨年の各都道府県等の学校教育主管部課長会議において、初等中等教育局の関係課長から放課後子どもプランについて説明している。また初等中等教育局を含む文部科学省の関係局長等や、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長と連名で、各都道府県の知事や教育長宛にこの事業の実施に当たり、学校関係者側との連携・協力を求める通知を3/14付けで発出したところ。

放課後子どもプラン全体について

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
18	愛媛県	<p>一時的余裕教室について、財産処分することなく、放課後児童クラブ室として利用できるようにしていただきたいがどうか。</p> <p>2月7日の担当者会議でも質問が出たが、学校内で放課後児童クラブを開設したくても、空き教室(一時的余裕教室)はあるが余裕教室はないと言われ、場所の確保が放課後児童クラブ開設の大きなネックとなっている。</p> <p>これはかねてからの懸案であり、今回、政府挙げての重要政策として放課後子どもプランが創設され、学校内で実施することが基本とされたことから、一時的余裕教室の弾力的活用に前進があるものと期待していたが、従来と全く変わらないことに、市町の放課後児童クラブ担当者などの現場から落胆の声が挙がっている。</p> <p>学校側が、空いている教室を将来に亘って使用しないと判断することに躊躇するのは当然のことであり、そこまで踏み込んで判断しなくても、大きな改修を伴わず、年度単位で教室としての利用も可能であれば、財産処分することなく、一時的に放課後児童クラブ室として活用できるようにすることが必要と考える。</p> <p>このことが、今後放課後子どもプランを推進するうえで、重要な課題であると考えている。</p>	<p>3/14付けで『「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について』により、各地方公共団体首長・教育長宛てに、余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進が図られるようお願いしたところであり、引き続き、放課後子どもプラン関係者をはじめとする地域の要望を踏まえつつ、検討していく。</p>
19	香川県	<p>事故があった場合、責任は教育委員会がとるのでしょうか。コーディネーターがとるのでしょうか。誰がとるのでしょうか。また、長期休暇の場合、登下校時の事故は誰が責任をとるのでしょうか。</p>	<p>事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるが、事故の態様により、総合的かつ個別的に判断されるものである。</p>
20	静岡県	<p>放課後児童クラブについては、既に待機児童が生じている状況である。また、4年生以上の学童の保育が放課後児童クラブで良いのか、障害児の保育が放課後児童クラブで良いのか疑問がある。放課後の児童の安全を図るうえからは、(事件事故のほとんどが登下校時に起こっていることから)学校を保育の場とした早急の対応が求められていると考える。この点について、文科省から、教育委員会への強力な指導が必要と考えるがどうか。</p>	<p>学校諸施設の活用については文部科学省と厚生労働省の局長連名で各都道府県教育委員会等へ理解と協力を求める通知を发出したところであり、今後とも理解・協力を求めてまいりたい。</p>
21	下関市	<p>・「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策が『放課後子どもプラン』ですが、(何度も質問に出ておりますが、)文部科学省における将来的展望はいかがでしょうか。また、どういう状態を一体化の理想像としていらっしゃるでしょうか。</p> <p>「放課後子ども教室推進事業」は、長期的に継続される事業、拡充される事業との認識でよろしいでしょうか。ご教授ください。【同旨:岐阜県】</p>	<p>・一義的には、両事業の機能を有した取組が、同一場所(施設)で行われている状態が一体的な状態と考える。文部科学省としての理想として一つの状態を提示することは困難(地域の実情に応じた最適な事業の実施が理想であると考え)。ただし、今後、地域で実施される先進的な取組事例は紹介していきたい。</p> <p>・文部科学省としては、中長期的な実施を考えているが、今後も地方自治体等からのニーズ把握に努め、必要な対応(予算要求等)を検討していくこととする。</p>

22	高知県	<p>・ 国においては、全国の小学校区において両事業の実施を目指すとなっておりますが、1小学校区における両事業の実施の必要性をどのように整理しているのか教えていただきたい。(今後(来年度以降)今年以上に県の財政課より必ず説明を求められることとなります。もちろん、財源が豊かであればまったく問題ないのですが、今の地方財政の厳しい状況の中、必要性を明確に出来なければ確実に予算は削られます。このことについては、県で整理すべきであるかと思いますが、ぜひ、国の考え方を教えてくださいようお願いいたします。)</p>	<p>両事業の機能・特徴を活かした連携・一体的運営により、すべての子どもたちの社会性の向上に資するなど、両事業実施の必要性は高いものと考えている。 今後、地域で実施される先進的な取組を積極的に紹介し、補助制度についても使い勝手を工夫するなど、必要な対応に努めていきたい。</p>
----	-----	---	--